

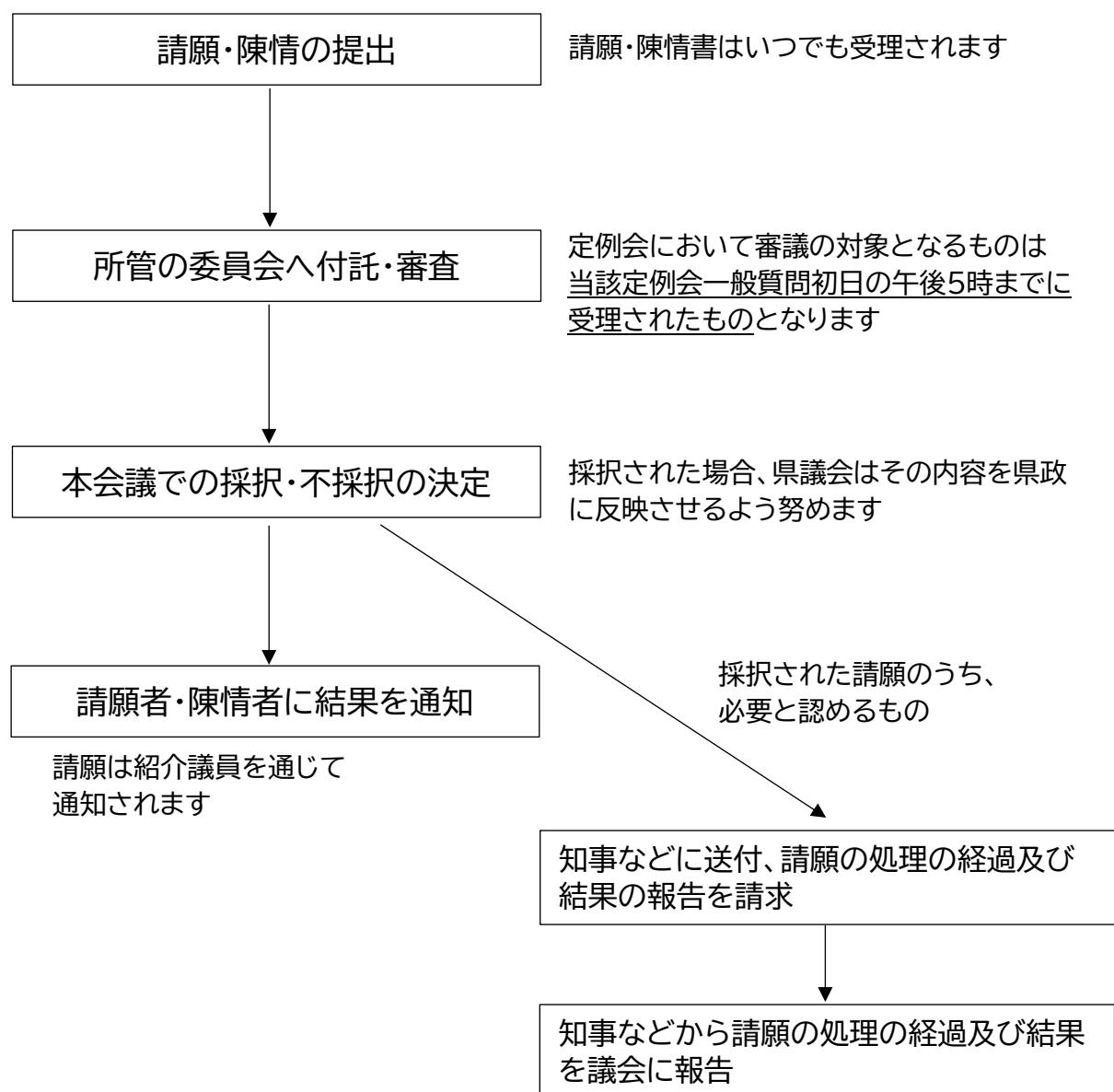
請願・陳情の提出についてのご案内

1 請願・陳情とは

請願・陳情は、県民のみなさんの意見や要望を県政に反映させるための大切な制度で、いつでもどなたでも議会に請願書や陳情書として、提出することができます。

県議会では請願書や陳情書を審議し、その内容が適当と認められるものは採択し、県政に反映するよう努めます。

2 請願・陳情の審査の流れ



3 請願(陳情)書の記載方法

＜記載例1(郵送又は持参による提出)＞

請願書は住所及び氏名の記載(署名又は記名押印)、紹介議員の署名があれば、受理されます。陳情書には紹介議員は必要ありません。

- 紹介議員が2名以上いる場合は、筆頭紹介議員を決めてください。
 - 請願(陳情)者の記載は署名又は記名押印が必要です。
 - 請願(陳情)者が複数の場合は、それぞれについて住所、氏名等を記載してください。
なお、代表となる請願(陳情)者以外は別紙に記載していただいても結構です。
 - 電子メールやFAXでは受け付けていませんので、ご注意ください。

＜記載例2(電子申請の場合)＞

請願(陳情)書は、電子申請により提出することもできます。手続きは、

- ①「ながの電子申請サービス」から必要事項を入力し、
 - ②PDF形式の請願(陳情)書を添付し、
 - ③請願(陳情)者(団体・法人においては代表者)の電子署名及び電子証明書を付して、送信してください。

- 紹介議員が2名以上いる場合は、筆頭紹介議員を決めてください。
 - 請願(陳情)者が複数の場合は、それぞれについて住所、氏名等を記載して下さい。なお、代表者以外の氏名は、署名又は記名押印が必要です。また、代表となる請願(陳情)者以外は別紙に記載していただいても結構です。
 - 電子メールやFAXでの提出は受け付けていませんので、ご注意ください。

4 提出にあたっての留意点

- 請願(陳情)者の住所及び職氏名は公表されます。また、請願(陳情)書は、「長野県情報公開条例」に基づく情報公開の対象となります。
- 陳情の願意が法令に反するものや公序良俗に反するものなど、公益に値せず、明らかに認めるべきでない趣旨の陳情や、県内に住所を有しない方から提出され、県の事務に関係しない事項を願意とする陳情は、定例会での審議は行いません。
- 電子メールやFAXでの提出は受け付けていませんので、ご注意ください。

<お問い合わせ・提出先>

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県議会事務局 議事課（電話:026-235-7413）